

県議選広島市安佐北区選挙区選挙長告示第2号

令和7年11月9日執行の広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙における選挙会に関し、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

- 1 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが3人以上あるときのくじは、令和7年11月6日午後5時40分に広島市安佐北区役所4階講堂で行う。
- 2 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が3人以上となったときのくじは、令和7年11月10日午前9時45分に広島市安佐北区役所4階講堂で行う。

令和7年10月31日

広島県議会議員選挙安佐北区選挙区選挙長      大 本 和 則